

第 64 号 議 案

令和 7 年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第 4 号）

第 1 条 令和 7 年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 7 年度長崎県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(1) 年間総処理水量	11,371,879m ³	△1,082,755m ³	10,289,124m ³
(2) 一日平均処理水量	31,155m ³	△2,966m ³	28,189m ³
(4) 主な建設改良事業			
処理場建設改良	1,244,339千円	△948,969千円	295,370千円

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 事業収益	1,155,095千円	△52,449千円	1,102,646千円
第 1 項 営業収益	739,172千円	△70,379千円	668,793千円
第 2 項 営業外収益	415,923千円	17,930千円	433,853千円
	支	出	
第 1 款 事業費用	1,009,125千円	△7,721千円	1,001,404千円
第 1 項 営業費用	987,916千円	△5,446千円	982,470千円
第 2 項 営業外費用	21,209千円	△2,279千円	18,930千円
第 3 項 特別損失	0千円	4千円	4千円

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中「不足する額127,062千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 25,757千円、当年度分損益勘定留保資金77,624千円及び繰越利益剰余金23,681千円」を「不足する額129,214千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,937千円、当年度分損益勘定留保資金67,807千円及び減債積立金52,470千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 資本的収入	1,243,750千円	△948,421千円	295,329千円
第 1 項 企業債	270,500千円	△185,200千円	85,300千円
第 2 項 国庫補助金	716,500千円	△578,500千円	138,000千円
第 3 項 負担金	256,750千円	△184,721千円	72,029千円
	支	出	
第 1 款 資本的支出	1,370,812千円	△946,269千円	424,543千円
第 1 項 建設改良費	1,244,339千円	△948,969千円	295,370千円
第 3 項 企業債償還金	126,473千円	2,700千円	129,173千円

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のように定める。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費	千円 270,500	債券発行又は普通貸借 (借入先) 財務省、地方公共団体 金融機構、銀行その他 (借入時期) 令和7年度。ただし、購入その他の都合により、その全部又は一部を翌年度に繰延べ借入れすることができる。	年利50%以内	借入時期から30年以内 (うち据置期間5年以内)において元利均等又は元金均等などの償還の方法による。ただし、企業財政の都合により、繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。	千円 85,300	補正前に同じ。	補正前に同じ。	補正前に同じ。
計	270,500				85,300			

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	39,474千円	△2,622千円	36,852千円

第7条 予算第10条本文中「補助を受ける金額は、87,354千円」を「補助を受ける金額は87,466千円」に改める。

令和8年3月11日提出

長崎県知事 平田 研